

令和4年5月
(第22回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年5月25日(水曜日)

令和4年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第73号 非農地証明に係る許可申請について
議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年5月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は全員出席ですので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の山之口委員と2番の北之口委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局長： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(2ページ 議案第71号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ、受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思えます。
よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

11番： 11番徳留です。5月18日午前8時45分より私と推進員の野村委員、事務局3名で弁
護士さん立ち合いの元、現地を調査いたしました。
現地は〇〇より北に500m位の国道〇〇号線より東側の少し高い所にある見晴らし
の良い所でした。きれいに整理され管理されておりました。
調査の意見としまして、現地周辺は無霜地帯で熱帯果樹の栽培には適当な所かと思
います。また、譲受人は〇〇在住ですが4月には〇〇の畑を借りられ、今回現地を購
入されアボカドの熱帯果樹を栽培されるそうです。地域の方々が協力的で草刈りなど
面倒を見て下さるそうです。
今回の権利取得により周辺の農地への影響はないものと思われまます。以上
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担
当の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

野村委員： はい。

議長： 野村委員どうぞ。

野村委員：譲受人の稼働力が3となっておりますが（4ページ）本人は〇〇在住ですがこの数字については協力員の方の数字ですか？

事務局長：アボカドについては、つきっきりで管理しなくてはいけないという事ありませんで譲受人は先日も〇〇で「プロジェクト」を実施されていて、ちょこちょこ来られている所です。あわせて地域の方々とも連携を取られていて、〇〇や本人との事です。

5 番：後藤です。航空写真ですがビニールハウスがあるのですか？

事務局長：こちらは5年前の写真でありまして現在はありません。今後、ハウスと路地と合わせてやっていきたいとの事でした。

議長：他にございませんか。

9 番：はい。

議長：9番吉永委員どうぞ。

9 番：9番吉永です。土地の価格ですが、普通ですか？

議長：無霜地帯でもあり、バレイショやスナップができる所は高額で売買される傾向にあります。

他にございませんか。よろしいですか？

受付番号1番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ議案第71号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、議案第71号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長：次に議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは6ページの議案第72号の議案書をご覧ください。
議案書をもとに説明します。

（6ページ 議案第72号の議案書の読み上げ）

受付番号1番の資料については、7ページから14ページまででございます。転用目的は、住宅建設に関するものです。
それぞれ御目通し下さい。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議長：ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

7番：7番溝田です。5月19日申請人と徳留委員、野村委員、事務局2名と現地調査を行いました。申請地は、町道〇〇線を北に向かい〇〇施設の東側です。
西側は町道、東側が排水路、北と南が宅地になっています、現在はきれいに整地され更地となっております。調査の意見として譲受人は現在借家住まいで子供も増え手狭になったとの事で申請地に自宅を建築したいとの事です。
周囲は宅地化が進んでおり、また周囲の農地に影響を与える要素は考えにくく問題ないと思われまます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：ありがとうございます。ただ今、担当委員の報告がありましたが、受付番号1番は私の親族から提出されています。そのため、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退出しますので、議長を会長代理に代わります。

(橋口会長 退出)

会長代理：これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村委員何かご意見等ありませんか。

(意見、意見なし)

会長代理：よろしいですか。それでは、受付番号1番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長代理：ありがとうございました。全推進委員、許可に賛成。(過半数が許可に賛成)でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第72号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第72号受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。なお、当議案は決定されましたので、議長を会長に交代いたします。

(橋口会長 入室)

議長：次に議案第73号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件

数は4件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、15 ページ 議案第73号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は4件です。
(15 ページ 議案第73号の議案書の読み上げ)
受付番号1番の資料については16 ページから18 ページです。
それぞれ御目通し下さい。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

10番： 10番田淵です。5月20日午後1時から申請人と田島委員と3人で現地調査を行いました。現地は〇〇公民館から北へ300m程で農道に接した畑です。1m程のセイタカアワダチソウや雑草が茂っていて所々にイノシシが穴を掘っているのが見受けられました。畑の周囲は雑木が茂っていて農道より北側には耕作中の畑はありません。3～4年前までは畑として貸していたそうです。耕作しなくなっからの年数が短く雑草は茂っているものの刈り取って耕せば畑に回復することは難しくは無いと思われまます。しかしながら申請人には耕作の意思がないこと、借り手がないこと雑木に囲まれ日陰になることを考えると非農地としては妥当と考えます。以上です。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

6番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ

6番： 淵脇です。事務局の立ち合いで非農地については現地確認するが今回のように2名での確認の場合、判断が難しく責任も重くなるので現場の写真を出してみんなで判断したらと思うのですが。後々、問題になるよりはみんなで確認して判断した方が良いのではと思います。

議長： 以前は写真をつけていた時もあったようなので。事務局立ち合いがない場合は事務局が面倒されるかもしれませんが、写真を使う方向で考えて頂きたいと思います。
他にございませんか。

2番： はい。

議長： 北之口委員どうぞ。

2番： 北之口です。年数が短いよだという話が出たのですが、通常20年くらいとか基準があると思うが、その辺の判断はどうすれば良いですか？

事務局： 20年以上というのは山林の現況がすでに宅地になっている場合、と現在、整理をしている所です。農地が宅地化されている場合は15年以上となっており、非農地判断については国からも狭小地、日陰地など耕作ができない再生困難な農地など指針が出

されています。農業委員会としては農地を残さなければいけないのですが、農地として残してもどうしても耕作ができないのが現状です。

議 長 : 耕作をしなくなると5年以上経つと雑木が生え出して手に負えなくなるのではないかと思います。非農地判断というのは狭小地、日陰地。道路が通っていない所などそのような事を考えながら判断して頂けたらと思います。

事務局 : 先程の非農地の現地調査の件ですが、事務局が立ち会わない場合は写真が撮れる所は撮っていただいて、山の中の非農地に関しては危険のないように遠くから撮って頂いて事務局に提出して頂けたらと思います。

議 長 : 他にございませんか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

議案第73号受付番号1番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。只今の、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第73号受付番号1番について承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第73号受付番号1番は非農地として承認することに決定いたします。

議 長 : 次に議案第73号受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局長 : 受付番号2番の資料については、19ページから21ページです。それぞれ御目通し下さい。
よろしくをお願いします。

議 長 : ここで担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

10 番 : 田淵です。5月18日午後1時から申請人と田島推進委員の3名で調査しました。場所は先程の受付番号1番の北隣になります。1m程のセイタカアワダチソウや雑草が生えています。北隣には太陽光発電設備が設置されています。耕作しなくなつてから相当年数が経っているとの事でしたが、太陽光発電設置の時に工業者が重機で整地したとの事です。

雑草は生えているものの刈り取って耕せば畑に回復することは難しくないと思われませんが、申請人に耕作の意思はなく借り手もなく、また、雑木により日陰になることを考えると非農地として妥当と考えます。以上です。

議 長 : ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

よろしいですか。それでは、受付番号 2 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 73 号受付番号 2 番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 73 号受付番号 2 番は非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に議案第 73 号受付番号 3 番です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 受付番号 3 番の資料については、22 ページから 24 ページです。それぞれ御目通し下さい。よろしくをお願いします。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

3 番： 富田です。持留推進委員と現地を調査いたしました。現地は国道 269 号より 60～70 m 入り込んだ住宅に囲まれた土地で 50～60 年前より民家であった土地で現在は〇〇集落の公民館として提供され土地、建物共に公民館として使用されている所である。調査の意見としては農地として復元、使用する事は困難で非農地申請は問題ないと思われまます。
私の疑問として公共の施設が建っている所なのに地目を変更しなくて良いのかなという疑問を持ちました。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありませんか。

6 番： 田淵です。非農地証明を出すという事は何かするつもりで出しているのではないですか？

事務局： 町の方から言ってきたとの事で今回、申請しており、建設課の方で整理している所のようなのです。

議長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を

踏まえ、議案第 73 号受付番号 3 番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 73 号受付番号 3 番は非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 73 号受付番号 4 番です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 受付番号 4 番の資料については、25 ページから 27 ページです。それぞれ御目通し下さい。よろしくお願いします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

6 番： 田淵です。5 月 18 日午後 1 時から申請人と田島推進委員の 3 名で調査しました。現地は受付番号 2 番の場所からさらに北側へ 100m ほど入った所で雑木が茂っています。周りも杉や雑木だけで畑はありません。調査の意見としては、雑木や杉も多く非農地として問題ないと思われます。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

6 番： 淵脇です。同じ集落でまとめて非農地申請が出されていますが、話し合いが設けられての事なのでしょうか。

事務局： その周辺はソーラーを設置されているという事もあり、そのような話もあるかもしれません。

3 番： 富田です。他の方もおっしゃっていますが、農業委員としては農地を守るという観点からも非農地証明は厳しくした方が良いのではないかと思います。これからどんどん増えて、大変な事になると思います。

議 長： 基盤整備地区、農振地域については判断が難しい場合は事務局に相談して立ち合いをしてもらい進めていけたらと思います。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは、議案第 73 号受付番号 4 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 73 号受付番号 4 番について承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 73 号受付番号 4 番は非農地として承認することに決定いたします。
次に議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局長： 町長より農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(28 ページ 議案第 74 号の議案書の読み上げ)

29 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

30 ページの集積計画についてはそれぞれ御目通しください。
よろしくをお願いします。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断を頂きたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第 74 号の集積計画について異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。

全推進委員、異議なし。(過半数が異議なし)でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 74 号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 74 号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に、本日、追加議案とします議案第 75 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の決定について、を議題と致します。事務局より一括説明をお願いします。

事務局長： 本日、お配りしております追加議案資料の 1 ページの議案第 75 号の議案書をご覧ください。

(1 ページ 議案第 75 号の議案書の読み上げ)

農業委員会は、毎年度、前年度も活動に対する点検・評価及び当該年度の目標の設定等の検討を行うこととなっており提案するものであります。
資料の説明については、担当から説明いたします。

事務局：（担当説明）

議長：これより質疑に入ります。事務局からの令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する説明並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する説明について、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ご意見、ご質問などありませんか。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。

本件については農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。

議案第75号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので（挙手多数ですので）議案第75号は原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第76号 農地法第3条 第2項 第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局：追加議案資料の13ページの議案第76号の議案書をご覧ください。

（13ページ 議案第76号議案書の読み上げ）

14ページをご覧くださいと思います。農業委員会は「毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております提案するものであります。詳細については担当の方で説明します。

事務局：（事務局より説明）

議長：これより審議に入ります。

農業委員・農地利用最適化推進委員で、ご意見ある方は挙手をお願いします。

ご意見、ご質問などありませんか。

（質疑、意見なし）

議長：よろしいですか。それでは採決いたします。

本件については、農業委員、農地最適化推進委員の皆さんで採決いたします。

議案第76号農地法第3条 第2項 第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することの賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので（挙手多数ですので）議案第76号、農地法第3条 第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局： 事務局：その他・6月の行事予定について

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、
令和4年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男
南大隅町農業委員会 委員